

見本例……汚水管を所沢市に帰属する場合

都市計画法第32条の規定に基づく公共施設(下水道)の管理に関する同意・協議書

所沢市と、申請者 株式会社 所沢 不動産 は、都市計画法に基づく開発行為またはその工事により設置される公共施設(下水道)の帰属と管理等に関し、都市計画法第32条の規定により、下記のとおり同意・協議を締結した。

(協議期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

開発事業番号 - 00001

施工箇所(住所) 所沢市大字松郷

記

このほかに合流管、雨水管があります。

このほかに250mmなどがあります。

. 帰属物件概要

1. 種別

汚水管

2. 概要

汚水本管	内径	200mm	
汚水管管種		VU管	
汚水管延長		50.0m	
汚水人孔	(内径	900mm)	2基
汚水取付管	(内径	150mm)	8箇所

3. 帰属先

所沢市

. 設計・施工について

1. 下水道施設設計指針と解説を参照すること。
2. 汚水管は 200mm以上、雨水及び合流管は 250mm以上、取付管は 150mmを原則とし、人孔間隔について 600mm以下は75m以内とする。ただし、所沢市が認めたときはその限りでない。
3. 公共施設(下水道)の工事に関し、所沢市は必要があるとき、その工事が、この協議書で定めるとおり行われているか否かについて確認できるものとする。
4. 途中工事を廃止した場合、公共施設(下水道)の復元は申請者が責任をもって行う。

. 帰属について

1. 工事を終了した公共施設(下水道)は、所沢市が行う完了検査に合格した後、引継書に下記図書を添付し所沢市へ引き渡す。
案内図、平面図、縦断面図、構造図
工事の工程写真
2. 今回の開発に関する一切の書類作成は、申請者が行うものとする。

. 管理について

公共施設(下水道)に支障があった場合の補修については、公共施設(下水道)引継後1年間は申請者が行うものとする。

. 履行について

1. 同意・協議後、この協議書に基づき誠実かつ速やかに工事及び事務処理をする。
2. この協議書に定めなき問題が発生した時、その都度双方協議の上解決する。
3. この同意・協議を証するため、2通同意・協議書を作成し、所沢市、申請者、それぞれ各1通を保有する。

以上について、所沢市と申請者は合意した。

所沢市

所沢市公共下水道管理者
所沢市上下水道事業管理者

印

(合意年月日 令和 年 月 日)

申請者

住 所 所沢市並木1 - 1 - 1

氏 名 株式会社所沢.....不動産

代表取締役 所沢 太郎 印

連絡先 04 - 2998 - 9

代理人

住 所 所沢市宮本町2 - 21 - 4

氏 名 株式会社.....設計

代表取締役 太郎 印

連絡先 04 - 2921 - 1